

大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援 補助金の事務手続きについて

(1) 事前協議提出 (原則として申請予定の20日前まで)

※講師等として招聘する予定の社会人が、県が作成する一覧に掲載されていない社会人のみの場合協議のうえ、つながる社会人として認められる必要があります。

(2) 協議結果通知到着 (事前協議から原則20日以内)

※随時審査を行い、決定通知を行います。

1. 交付申請提出 (原則として事業開始の20日前まで)

※交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

※概算払を受けなければ事業が実施できない合理的事由がある場合に限りは概算払を受けることができますので、申請時にご相談ください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

◎補助金の支払い(概算払)

概算払通知に定める日までに口座振込依頼書を提出することにより、概算払を行います。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了:補助対象経費の支払いがすべて完了した日とイベント等が終了した日のいずれか遅い日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内と 当該年度の3月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

※提出いただいた実績報告書を審査し、額の確定を行います。

◎補助金の支払い(精算払)

額の確定通知に定める日までに口座振込依頼書を提出することにより、補助金を支払います。

書類提出・問い合わせ先

交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話: 0857-26-7648 ファクシミリ: 0857-26-8196
電子メール: jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp